

## 平成29年度 宇佐市指名停止措置一覧表

番号	決定日	業者名	主たる営業所の所在地	指名停止期間	指名停止理由
5	H30 1/5	株式会社高牟礼建設	宇佐市大字富山289	平成30年1月6日～平成30年4月5日 (3か月)	同社の代表取締役は、平成27年12月26日、中津簡易裁判所から暴行罪(刑法第208条)で罰金の略式命令を受けたことが判明したため。  別表第2 措置要件11(不正又は不誠実な行為)
4	H30 1/5	青木あすなる建設株式会社	東京都港区芝4-8-2	平成30年1月6日～平成30年2月5日 (1か月)	同社の従業員は、神奈川県横須賀市の残土処理場に産業廃棄物を不法投棄したとして神奈川県警察に廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で逮捕され、平成29年10月18日、横浜地方検察庁から同社及び従業員が同法違反で起訴された。  別表第2 措置要件10(不正又は不誠実な行為)
3	H30 1/5	株式会社安藤・間	東京都港区赤坂6-1-20	平成30年1月6日～平成30年2月5日 (1か月)	同社は、平成25年に福島県田村市から受注した東京電力福島第一原発事故に伴う除染作業において、従業員2名が宿泊費の領収書の水増し請求するなどし、業務委託料約7,600万円を詐取したとして、平成29年9月28日に東京地方検察庁から詐欺罪(刑法第246条)で起訴された。  別表第2 措置要件10(不正又は不誠実な行為)
2	H29 7/5	鉄建建設株式会社	東京都千代田区三崎町2-5-3	平成29年7月6日～平成29年8月5日 (1か月)	同社の作業所長が、平成28年2月に、時間外労働に関する協定に定めた時間を超えて時間外労働をさせたとして、同社及び作業所長は、平成29年1月10日、労働基準法違反により刑が確定し、平成29年5月30日、関東地方整備局長から建設業法第28条第1項第3号の規定に基づく営業停止処分(3日間)を受けたため。  別表第2 措置要件8(建設業法違反行為)
1	H29 6/12	(有)サトウ設備	宇佐市大字上拝田440	平成29年6月13日～平成29年7月12日 (1か月)	平成29年5月19日に執行した「平成29年度宇市公下污水附帯(10)工事」の見積において、契約の相手方と決定されたにもかかわらず、正当な理由がなく契約を締結しなかったため。  別表第4 その他の措置基準